

「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】国家公安委員会（警察庁） 金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省
【勧告日】平成 25 年 12 月 13 日
【回答日】平成 26 年 8 月 21 日～ 9 月 3 日（改善措置状況は平成 26 年 7 月 31 日現在）

主な勧告事項（調査結果）

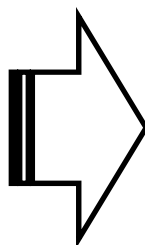
主な改善措置状況

（注）「主な改善措置状況」に記載の数字（法人数・事項数）は、法人内における複数個別事項への対応が区々となる場合があること等の事情により「主な勧告事項」に記載の数字と一致しない場合がある。

1 指導監督基準に沿った法人運営の徹底

基準該当性の明確化・基準適合の徹底

- ・ 例外や運用の幅により、基準該当性が不明確なまま「基準非該当」、「基準未適合」等とされているもの
: 23 法人 50 事項



基準該当性の明確化

全ての事項に対し、所管府省において基準該当性を判断済み

- ・ 所管府省において、適合させると判断したもの 6 法人 7 事項
- ・ " 例外とすると判断したもの 21 法人 43 事項

基準適合の徹底

所管府省において、適合させると判断したもののうち、2 法人 2 事項が適合済み、4 法人 5 事項が適合予定

[改善事例]

- ・ 全国中小企業団体中央会において、監査役員へ外部の者を登用
- ・ 日本水先人会連合会において、事業評価委員会を設置し、業務実績評価を行う体制を整備

2 法人運営の適正化の推進

内部留保の適正性・透明性確保

積立金等の計上ルールの明確化

- ・計上ルール(目的、目標額、積立ての考え方)
が不明確：7法人13種類

積立金等の在り方・規模の見直し

- ・目標額が不明確な多額積立金等、見直しが必要
：5法人9種類

手数料の適正性・透明性確保

算定根拠の明確化

- ・算定根拠が不明確：17法人165件

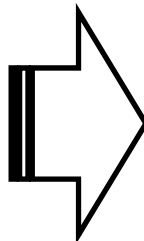
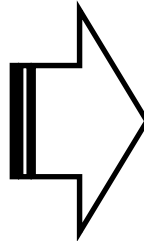
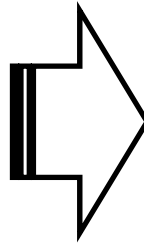
手数料の定期的見直しの仕組みの整備

- ・手数料の定期的見直しの仕組みなし：15法人158件

ディスクロージャーの推進

附属明細書の作成・公開規定の整備

- ・附属明細書の作成・公開規定なし：30法人



積立金等の計上ルールの明確化

- ・平成25年度決算に係る財務諸表に記載したもの 3法人5種類
- ・計上ルールの明確化を検討しているもの 5法人9種類

積立金等の在り方・規模の見直し

- ・計画を策定し目標額を明らかにしたもの 1法人1種類
- ・在り方、見直しについて検証中のもの等 4法人8種類

算定根拠の明確化

- ・算定根拠が公表されたもの 6法人19件
 - ・ " の公表に向け検討中のもの等 12法人146件
- [改善事例]
日本弁理士会は、「特許業務法人の届出に関する事務」の手数料等の算定根拠をホームページで公表等

手数料の定期的見直しの仕組みの整備

- ・定期的な見直しの仕組みを整備したもの 5法人9件
 - ・ " の整備に向け検討中のもの等 11法人149件
- [改善事例]
総務省は、手数料額を3年に一度見直すよう日本行政書士会連合会に対して求める内規を策定等

附属明細書の作成・公開規定の整備

- ・附属明細書の作成・公開規定を整備したもの 20法人
- ・ " の整備に向け検討中のもの等 10法人

特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 24 年 12 月～25 年 12 月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省
関連調査等対象機関：特別の法律により設立される民間法人、特別の法律により設立される法人、
関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 25 年 12 月 13 日 国家公安委員会（警察庁）等 9 府省に対し勧告

【回答年月日】 平成 26 年 8 月 21 日～9 月 3 日

国家公安委員会(警察庁)	平成 26 年 8 月 26 日	金融庁	平成 26 年 8 月 29 日	総務省	平成 26 年 8 月 29 日
法務省	平成 26 年 8 月 21 日	財務省	平成 26 年 8 月 25 日	厚生労働省	平成 26 年 8 月 28 日
農林水産省	平成 26 年 9 月 3 日	経済産業省	平成 26 年 8 月 25 日	国土交通省	平成 26 年 8 月 27 日

【調査の背景事情】

特別の法律により設立される民間法人（以下「特別民間法人」という。）については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定。以下「特別民間法人指導監督基準」という。）が、特別の法律により設立される法人（以下「特別法人」という。）については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）がそれぞれ策定され、国として一定の指導監督を実施

また、特別民間法人及び特別法人については、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、いずれも「行政代行人」として見直しの対象とされ、国民負担の軽減、再生支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、検査・検定業務への民間参入の促進、経常的経費に係る補助金・委託費の削減等が求められてきたところ

本調査は、これら特別民間法人（37 法人）及び特別法人（12 法人）について、これまで必ずしも明らかにされてこなかった法人の実態や国との関わり全体の像を明らかにしつつ、こうした法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、これらの法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督などの関与の状況等を調査

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 指導監督基準に沿った法人運営の徹底 (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、特別民間法人について、特別民間法人指導監督基準に沿った法人運営を的確に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所管府省は、特別民間法人指導監督基準に掲げられた各事項の同基準への適合について、所管する特別民間法人の特性や実情等の本質に応じて、法人の運営を同基準に適合させるか、又は同基準の例外とするかを判断すること。(金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>② 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準に適合させることとした場合には、各特別民間法人に対して、法人の運営が速やかに同基準に適合するよう指導すること。</p>	<p>→ <u>指摘した8府省23法人延べ50事項のうち、所管府省において、特別民間法人指導監督基準に適合させると判断したものが4府省6法人7事項、指導監督基準の例外とすると判断したものが7府省21法人43事項</u></p> <p>→ <u>指導監督基準に適合させると判断した4府省6法人7事項のうち、適合させたものが2府省2法人2事項、適合させる予定のものが3府省4法人5事項</u> (改善事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省は、全国中小企業団体中央会に対して、監査役員の外部の者の登用について指導監督基準に適合するよう指導した結果、平成26年6月の同法人の総会において外部監事が就任した。 ・国土交通省は、日本水先人会連合会に対して、評議員会等による業務実績評価の実施について指導監督基準に適合するよう指導した結果、平成26年4月に事業評価委員会を設置する会則変更が国土交通大臣に認可され、業務実績評価を行う体制が整備された。

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>③ 所管府省は、上記①の措置により、特別民間法人指導監督基準の例外とすることとした場合には、今後、同基準に基づく指導監督の状況及び結果の公表の際に、例外とする理由を明確にして公表すること。また、同基準に基づき、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を取りまとめて公表すること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 特別民間法人 36 法人について、所管府省及び総務省行政管理局（各府省の公表結果を取りまとめ・整理）が公表している指導監督状況から、各法人における基準適合状況を調査した結果、少なくとも外形上基準に適合していないものが 24 法人で延べ 52 事項がみられた。</p> <p>これらの取扱いをみると、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基準未適合」とされているもの 9 法人延べ 22 事項 ・「基準非該当」とされているもの 15 法人延べ 20 事項 ・「基準適合」とされているもの 4 法人延べ 5 事項 ・このほか、総務省行政管理局における公表において、公表されていなかったもの 3 法人延べ 5 事項 <p>※ 2 法人 2 事項については、調査過程において適合済みとなっている。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 所管府省は、法令上作成が義務付けられている財産目録をインターネットにより公表していない特別民間法人に対して、早急に公表するよう指導すること。（総務省）</p> <p>⑤ 所管府省は、所管する特別民間法人について、最新の業務及び財務に関する資料を早急に自らのホームページに掲載す</p>	<p>→ 指導監督基準の例外とすると判断した 7 府省 21 法人 43 事項のうち、例外とする理由を公表済みのものが 1 府省 1 法人 3 事項、平成 25 年度指導監督状況の公表の際に例外とする理由を公表予定のものが 6 府省 20 法人 40 事項</p> <p>また、総務省行政管理局は、所管府省の公表結果を取りまとめて公表予定</p> <p>→ 消防団員等公務災害補償等共済基金は、平成 25 年度決算分の財産目録について、26 年 7 月に同法人のホームページに公表した。</p> <p>→ 金融庁は、日本公認会計士協会の最新の業務及び財務に関する資料について、平成 26 年 1 月に同庁のホームページに掲載した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>ること。(金融庁)</p> <p>⑥ 所管府省は、所管する特別民間法人のうち、国等から補助金等を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を早急に自らのホームページに掲載すること。(厚生労働省)</p>	<p>→ 厚生労働省は、社会保険診療報酬支払基金が国等から受けている補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合について、平成 26 年 7 月に同省のホームページに掲載した。</p>
<p>2 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進</p> <p>(1) 引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>所管府省は、手数料等の決定に国が関与している事務・事業を行っている特別民間法人等について、引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 貸借対照表の負債の部に計上された引当金、積立金等に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省(1法人2種類))</p> <p>ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導す</p>	<p><u>積立金等に関する計上目的、積立目標額及び積立ての考え方等の計上ルールが不明確な5府省7法人13種類のうち、平成25年度決算に係る財務諸表に記載したものが2府省3法人5種類、計上ルールの明確化を検討しているものが5府省5法人9種類</u></p> <p>→ 全国社会保険労務士連合会は、内部規程に計上目的を規定することを検討中であるが、計上目的の内容については平成 26 年 7 月にホームページに公表した。</p> <p>→ 指摘した2府省2法人3種類において、内部規程に積立ての適正規模や積立目標額を規定することについて検討中</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>ること。(厚生労働省、経済産業省 (計2法人3種類))</p> <p>iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省、経済産業省 (計2法人3種類))</p> <p>② 目的積立金に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(総務省 (1法人3種類))</p> <p>ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁、総務省、国土交通省 (計4法人7種類))</p> <p>iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導</p>	<p>→ 指摘した2府省2法人3種類において、内部規程に具体的な積立額や積立ての考え方を規定することについて検討中</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成26年3月からワーキングチームを立ち上げ、26年度内を目途に各種積立金の在り方等についての検討を行っている。その結果を踏まえて、規程等の整備を行う予定</p> <p>→ 内部規程の改正 (積立ての適正規模や積み立て目標額を記載) とともに、平成25年度決算に係る財務諸表に記載することにより明らかにしたものが1府省1法人1種類、内部規程等の整備に向けて検討中のものが3府省3法人6種類 (改善事例)</p> <p>軽自動車検査協会は、平成26年3月に「軽自動車検査協会会計規程実施細則」を改正し、25年度決算の財務諸表に記載することにより明らかにした。</p> <p>→ 指摘した3府省3法人6種類において、内部規程等の整備に向けて検討中</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>すること。(警察庁、総務省、国土交通省(計3法人6種類))</p> <p>iv) 計上目的について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁、経済産業省、国土交通省(計4法人7種類))</p> <p>v) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省、国土交通省(計2法人3種類))</p> <p>vi) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省、国土交通省(計2法人4種類))</p> <p>vii) 利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益処分の内容の注記及び当該計算書の公開又は利益処分の内容について説明した書類の作成・公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(国土交通省(2法人3</p>	<p>→ 財務諸表に記載することにより明らかにしたものが2府省3法人5種類、明らかにすることを検討中のものが1府省1法人2種類</p> <p>→ 指摘した2府省2法人3種類において、いずれも財務諸表に記載することにより明らかにした。 (改善事例) 日本電気計器検定所は、利益剰余金の目的積立金(設備等整備積立金及び開発研究積立金)の積立目標額等について、平成25年度決算の財務諸表の重要な会計方針に注記することにより明らかにした。</p> <p>→ 指摘した2府省2法人4種類において、いずれも財務諸表に記載することにより明らかにした。</p> <p>→ 指摘した1府省2法人3種類において、いずれも書類の作成・公開により、利益処分の内容について明らかにした。 (改善事例) 日本小型船舶検査機構は、平成25年度決算の損益計算書に利益処分の内容を注記し、ホームページに公開した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>種類))</p> <p>viii) 利益処分の内容を説明した書類を作成しているものの、公開していない場合は、当該法人に対して、当該書類の公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁(1法人2種類))</p> <p>③ 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等について、利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益の処分内容の注記及び当該計算書の公開又は利益の処分について説明した書類の作成・公開により、当該利益の処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁、経済産業省(計2法人4種類))</p> <p>④ 上記①から③に加え、当該法人に対して、次の措置を行うよう指導すること。</p> <p>i) 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>ii) 日本電気計器検定所の開発研究積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>iii) 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小</p>	<p>→ 自動車安全運転センターは、平成 25 年度決算に係る利益処分計算書を 26 年 7 月にホームページに公開した。</p> <p>→ 指摘した 2 府省 2 法人 4 種類において、いずれも平成 25 年度決算に係る書類の作成・公開により、利益処分の内容について明らかにした。 (改善事例) 高圧ガス保安協会は、平成 25 年度決算の損益計算書に利益処分の内容を注記し、ホームページに公開した。</p> <p><u>目標額が不明確な多額積立金等、見直しが必要な 4 府省 5 法人 9 種類のうち、計画を策定し目標額を明らかにしたものが 1 府省 1 法人 1 種類、在り方、見直しについて検討中のもの等が 3 府省 4 法人 8 種類</u></p> <p>→ 日本電気計器検定所は、平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に積立額の規模の見直しを行う予定</p> <p>→ 日本電気計器検定所は、平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に積立額の規模の見直しを行う予定</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に積立金の在り方等について検討を</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>を含む見直しを行うこと。(総務省)</p> <p>iv) 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、代替手段の活用も視野に入れ、積立ての在り方について検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)</p> <p>v) 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、積立目標額の根拠となっている損失累計額の試算の算定期間である平成 22 年度から 26 年度までにおける取崩実績を踏まえつつ、その積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(警察庁)</p> <p>vi) 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、平成 23 年度末の積立額が 100 億円を超えていることに鑑み、中期 5 か年計画に沿った施設整備実績、手数料収入により賄われる施設整備費並びに本積立金の取崩額及び積立額の推移を踏まえ、積立金の適正規模や積立目標額を明らかにするとともに、その結果を踏まえて、必要に応じ積立額の規模の見直しを行うこと。</p> <p>その際、積立金の適正規模や積立目標額について、少なくとも当該法人の会計規程などの法人の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにすること(上述② ii)の再掲)。(国土交通省)</p> <p>vii) 高圧ガス保安協会の積立金(一般勘定、特別勘定 1、特別勘定 2)については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げ(後述Ⅱ(2)イ参照)を</p>	<p>行っている。</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>→ 自動車安全運転センターは、平成 26 年度決算の確定により明らかになる取崩実績及び 26 年 9 月末日までに受領する監査法人等による積立金必要額の算定等の委託結果を踏まえ、積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行う予定</p> <p>→ 軽自動車検査協会は、これまでの中期 5 か年計画に沿った結果を踏まえ、平成 26 年度から今後 5 年の計画額を「施設整備長期計画」で策定し、「軽自動車検査協会会計規程実施細則」を改正し、26 年 6 月には、その内容を財務諸表に記載することにより明らかにした。</p> <p>→ 高圧ガス保安協会は、手数料について、利益留保が過大とならないような額となっていることの検証を平成 26 年度に行い、必要に応じて 27 年度に措置を講ずる予定</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="376 304 1137 379">含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。(経済産業省)</p> <p data-bbox="324 432 927 507">(2) 手数料等の適正化の推進と透明性の確保 ア 手数料等の適正性及び透明性の確保 (勧告要旨)</p> <p data-bbox="315 563 1137 683">所管府省は、特別民間法人等が徴収する手数料等の額について適正性を確保するとともに、透明性を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="315 735 1137 1412">① 算定根拠の公表に関して、次の措置を講ずること。 i) 算定根拠を公表していないものについては、ホームページを活用することなどにより、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (警察庁、金融庁、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 (計 12 法人 59 件)) ii) 算定根拠を公表しているものであっても、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額のうち公表していない事項があるものについては、ホームページを活用することなどにより当該事項をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省、経済産業省 (計 11 法人 103 件)) iii) 積立金等への積立額を算定根拠に計上しているものについては、ホームページを活用することなどにより、その積</p>	<p data-bbox="1220 563 2101 683"><u>手数料等の算定根拠が不明確な 7 府省 17 法人 165 件のうち、算定根拠が公表されたものが 4 府省 6 法人 19 件、公表に向け検討中のもの等が 6 府省 12 法人 146 件</u></p> <p data-bbox="1220 735 2101 890">→ インターネットで算定根拠を公表したものが 2 府省 3 法人 7 件、平成 26 年度中に公表予定のものが 2 府省 3 法人 14 件、公表に向けて検討中のもの等が 5 府省 6 法人 38 件 (改善事例)</p> <p data-bbox="1265 906 2101 1026">日本弁理士会は、「特許業務法人の届出に関する事務」について、手数料等の算定根拠 (要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額) を同法人のホームページで公表した。</p> <p data-bbox="1220 1042 2101 1161">→ インターネットで算定根拠を公表したものが 3 府省 5 法人 9 件、平成 26 年度中に公表予定のものが 1 府省 1 法人 1 件、公表に向けて検討中のものが 4 府省 5 法人 93 件</p> <p data-bbox="1220 1337 2101 1412">→ 指摘した 1 府省 2 法人 3 件について、平成 26 年 7 月に、その積立額、積立額の算出方法及び算定根拠への計上方法を法人ホー</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>立額、積立額の算出方法及び算定根拠への計上方法をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (厚生労働省 (2 法人 3 件))</p> <p>② 収支の対応関係の明確化に関して、次の措置を講ずること。 i) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていないものについては、ホームページを活用することなどにより、事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 ただし、事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにすることが困難なものについては、法令に基づく事務・事業とそれ以外の事務・事業との区分に留意しつつ、手数料等の算定の区分に応じて収支の対応関係を明らかにするなど、利用者等に対し手数料等の額の適正性を説明する上で合理的な区分を検討し、検討結果を踏まえた区分ごとに収支の対応関係を明らかにしてインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 (計 13 法人 152 件)) ii) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにして公表しているもののうち、公表内容が最新の情報でないものについては、最新の情報をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。 (経済産業省 (1 法人 4 件))</p>	<p>ムページに掲載した。</p> <p>→ 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていない6 府省 13 法人 152 件のうち、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表したものが4 府省 5 法人 14 件、平成 26 年度中に公表予定のものが2 府省 3 法人 14 件、公表に向け検討中のものが3 府省 5 法人 124 件 (改善事例) 危険物保安技術協会は、「特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査」等の4 審査事業について、セットで行われる場合が多いことから、これら審査事業の収支の対応関係を1つの区分とし、同法人のホームページに公表した。</p> <p>→ 日本弁理士会は、指摘された4 件の事務・事業ごとの収支の対応関係について、平成 26 年1月に、最新の内容をホームページに公表した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>③ 手数料等の額の適正性確保に関して、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 算定根拠を定期的に見直すこととしていないものについては、手数料等の額が適正な水準となるよう、算定根拠の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直すための仕組みを整備すること。 (警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計 15 法人 158 件))</p> <p>ii) 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの及び見直しの具体的な内容が確認できないものについては、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証を行い、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。 (警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 (計 11 法人 140 件))</p> <p>④ 上記①から③に加え、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 日本消防検定協会、高圧ガス保安協会、日本小型船舶検査機構、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のう</p>	<p>→ <u>手数料等の算定根拠を定期的に見直すための仕組みのない 8 府省 15 法人 158 件のうち、定期的に見直すための仕組みを整備したものが 4 府省 5 法人 9 件、定期的な見直しの仕組み整備に向け検討中のもの等が 7 府省 11 法人 149 件</u></p> <p>※ 上記のうち、平成 26 年度中に仕組みを整備予定のものが 2 府省 3 法人 14 件、定期的な見直しについて検討中のもの等が 6 府省 8 法人 135 件 (改善事例) 総務省は、「行政書士の登録に関する事務」及び「行政書士法人の届出に関する事務」の手数料を 3 年に一度見直すよう日本行政書士会連合会に対して求める内規を策定した。</p> <p>→ 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの等 7 府省 11 法人 140 事項のうち、算定根拠について検証を行ったものが 2 府省 2 法人 2 件、検証予定のものが 6 府省 9 法人 138 件 (改善事例) 金融庁は、日本証券業協会が「外務員の登録に関する事務」について府令で規定されている手数料額が実費と比して過大となっていないか過去 2 年分について検証した結果、過大となっていないことを確認した。</p> <p>→ 指摘した 4 府省 5 法人 114 件において、手数料等の具体的な積算について検証を行うことを検討中</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ち、現行手数料等の額の具体的な積算が不明となっているものについては、速やかに当該手数料等の額の算定を行い、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証し、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。</p> <p>(総務省、法務省、経済産業省、国土交通省(計5法人114件))</p> <p>ii) 高压ガス保安協会及び日本弁理士会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割引していないものについては、手数料等の額の割引を検討すること。</p> <p>(経済産業省(2法人3件))</p>	<p>→ 指摘した1府省2法人3件において、今後手数料の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じて割引を検討する予定</p>
<p>イ 特別民間法人等が保有する資産からみた手数料等の適正化(勧告要旨)</p> <p>所管府省は、特別民間法人等の手数料等の適正化を図る観点から、特別民間法人等に対して、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 日本電気計器検定所、軽自動車検査協会及び社会保険診療報酬支払基金については、各法人が保有する純資産が蓄積されてきた経緯を踏まえて、各法人の健全な運営に必要な資産規模を検討し、余剰が生じる場合には、当該余剰の金額の取崩しに係る計画を策定するとともに、それを踏まえた手数料等の額の引下げを検討すること。(経済産業省、国土交通省、厚生労働省)</p>	<p>→ 日本電気計器検定所は、今後の収支や作業工数等の予測を基に手数料の額の引下げについて検討中</p> <p>軽自動車検査協会は、平成25年度決算において、施設整備積立金の額が今後5年の必要な施設整備に必要な金額を大幅に下回った。</p> <p>社会保険診療報酬支払基金は、余剰の金額の取崩しに係る計画を策定し、同計画(平成27年度まで)を踏まえた手数料の引下</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>③ 日本電気計器検定所の開発研究積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(経済産業省)</p> <p>④ 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(総務省)</p> <p>⑤ 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(総務省)</p> <p>⑥ 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるととも</p>	<p>げ等を行って、効率的な事業運営に取り組んでおり、次期計画策定時には改めて効率的に事業を運営するために必要な資産規模の検討を行うこととしている。</p> <p>→ 日本電気計器検定所は、設備等整備積立金の平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に手数料の引下げ等を行う予定</p> <p>→ 日本電気計器検定所は、研究開発積立金の平成 26 年度の実績を踏まえて積立ての在り方を検証し、必要に応じて 27 年度に手数料の引下げ等を行う予定</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に各種積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>→ 危険物保安技術協会は、平成 26 年 3 月からワーキングチームを立ち上げ、26 年度内を目途に各種積立金の在り方等について検討を行っている。</p> <p>→ 自動車安全運転センターは、平成 26 年度決算により確定される取崩実績及び 26 年 9 月末日までに受領する監査法人等による</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>に、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(警察庁)</p> <p>⑦ 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。(国土交通省)</p> <p>⑧ 高圧ガス保安協会の積立金（一般勘定、特別勘定1、特別勘定2）については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げを含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。(再掲) (経済産業省)</p>	<p>必要額の算定等の委託結果を踏まえ、積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うとともに、消費増税が予定される27年10月までに手数料の見直しを行う予定</p> <p>→ 軽自動車検査協会は、平成25年度決算において、施設整備積立金の額が今後5年の必要な施設整備に必要な金額を大幅に下回った。</p> <p>→ 高圧ガス保安協会は、平成26年度に、利益留保が過大とならないような手数料額となっているか検証を行い、必要に応じて27年度に措置を講ずる予定</p>
<p>(3) 財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備）</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>所管府省は、特別民間法人等の事業活動の状況、財政状態及び経営成績を、広く国民一般に明らかにし、法人の活動に対する国民の的確な理解を確保する観点から、附属明細書の作成・公開（当該書類の公開は、少なくとも主たる事務所に備置き、組合員・債権者等に限定することなく一般の閲覧に供すること。）等に関し、現在の各法人の実施状況に応じて、それぞれ以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 財務諸表の注記等をもって実質附属明細書に代えているが、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の全て</p>	<p>→ 指摘した7府省7法人のうち、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の全ての書類の公開規定を整備したものが6</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>又は一部の書類について一般国民への公開に関する規定が整備されていない法人に対して、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書について、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、これらの書類の一般国民への公開に関する規定を法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において整備するよう指導すること。</p> <p>(金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計7法人))</p> <p>② 法令又は当該法人の定款等の内部規程において、附属明細書の作成及び公開について規定されていない法人に対して、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、附属明細書の作成及び公開を行うことを法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において規定するよう指導すること。</p> <p>(警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計30法人))</p> <p>③ 上記②の措置に伴い、当該法人の他の財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規定の整備水準が劣後することとなる場合には、それらの財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規律が同等の水準となるよう措置すること。</p> <p>(警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (計22法人))</p>	<p>府省6法人、今後整備予定のものが1府省1法人</p> <p>→ <u>附属明細書の作成及び公開について規定されていない8府省30法人のうち、附属明細書の作成及び公開に係る規定を内部規定等で整備したものが6府省20法人、整備に向け検討中のもの等が6府省10法人</u></p> <p>※ 上記のうち平成26年度中に整備予定のものが2府省5法人、整備に向け検討中のもの等が5府省5法人</p> <p>→ 他の財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規定を整備したものが6府省12法人、平成26年度中に整備予定のものが3府省4法人、整備に向け検討中のもの等が5府省6法人</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>④ 作成及び公開する附属明細書には、各法人がそれぞれ準拠している企業会計基準、公益法人会計基準、特殊法人等会計処理基準等に記載されている事項を記載するよう指導すること。なお、当該法人の財務及び会計に関する省令等を適用している、又は法人の特性に応じた会計基準に準拠しており、これら省令等に附属明細書に表示する事項が明示されていない3法人（健康保険組合連合会、国民年金基金連合会、全国石油商業組合連合会）に対しては、他の会計基準を参酌して、各法人の貸借対照表及び損益計算書又は正味財産増減計算書の内容を明瞭に補足説明する事項を記載するよう指導すること。また、国から国庫補助金等の交付を受けている場合には、その明細を附属明細書に表示するよう指導すること（既に国庫補助金等の明細を表示することとされている特殊法人等会計処理基準に準拠している場合は除く。）。</p> <p>（警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省（計 28 法人））</p> <p>⑤ 法令に規定された附属明細書の作成等をしてこなかった全国社会保険労務士会連合会に関して、上記④の措置を講ずるとともに当該法人に対して、早急に法令を遵守するよう指導すること。（厚生労働省）</p>	<p>→ 各法人が準拠している会計基準に記載されている事項及び国から国庫補助金等の交付を受けている場合その明細について、平成 25 年度決算に係る附属明細書に表示したものが 6 府省 11 法人、25 年度決算に係る附属明細書に表示予定のものが 3 府省 4 法人、26 年度決算に係る附属明細書に表示予定のものが 3 府省 9 法人、現在検討中のもの等が 3 府省 4 法人</p> <p>→ 全国社会保険労務士会連合会において、附属明細書が作成され、平成 25 年 11 月に同法人のホームページで公開された。</p>